

戦略的イノベーション創造プログラムに係るガバニングボード（第5回） 議事要旨

1. 日 時 平成26年2月20日（木）9：59～10：31

2. 場 所 中央合同庁舎4号館4階第2特別会議室

3. 出席者

山本科学技術政策担当大臣

後藤田科学技術政策担当副大臣

総合科学技術会議（CSTP）

久間議員（座長）、原山議員、内山田議員、橋本議員、平野議員、大西議員

内閣府 阪本内閣府審議官

倉持政策統括官

森本審議官、中野審議官、山岸審議官

中川参事官、渡邊参事官

川崎企画官、田沼企画官

4. 議 題

戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）運用指針等の案について

5. 配布資料

資料1 これまでの検討状況と今後のスケジュール

資料2 規程リスト一覧（案）

資料3 科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針（案）

資料4 平成26年度戦略的イノベーション創造プログラムの実施方針（案）

資料5 戦略的イノベーション創造プログラム運用指針（案）

6. 議事

戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）運用指針等の案について

○久間議員 皆さん、おはようございます。第5回戦略的イノベーション創造プログラムのガバニングボードをきょうもプレスオープンで開催させていただきます。

本日は山本大臣と後藤田副大臣がご出席で、ご都合により青木議員と中西議員がご欠席です。

前回はS I Pの規定類について基本方針と実施方針を審議しましたが、本日は基本方針を受けた、より詳細な運用方針についてご審議いただきます。

まず、山本大臣と後藤田副大臣から一言ずつご発言をよろしくお願いたします。

○山本大臣 皆さん、今日はありがとうございます。

S I Pについては先般、久間議員が中心にやっていただいた説明会に700人以上の方々にお越しいただいて、大変関心が高かったということを知って大変うれしく思っております。

総合科学技術会議の司令塔強化ということで、I m P A C TとS I Pとこれが二つの柱ということなのですが、I m P A C TもS I Pもどこか特定の省庁のプロジェクトではなくて、内閣府が司令塔機能を発揮して立ち上げたというところにすごく大きな意味があると思っております。

このS I Pを皆さんにご努力いただいて立ち上げていただいて、非常に中身のいいものにこれからしていかなければいけないということなのですが、PDの方々も相当厳しい基準で選んでいただいて、素晴らしい人たちが揃ったと思います。この間、久間議員にも申し上げたのですが、皆さんお忙しいと思いますが、PDの方々には時々、大臣室に集まっていたいて、いろいろとまた意見交換をする機会も設けたいと思います。

300億円以上の予算をこれから総合科学技術会議が目利きをしていくというのは非常に大きいことだと思っております。これは予算の発射台から考えると3年間で1,000億円ぐらいのお金を科学技術イノベーションに投入できるということなので、私はこの枠組みは極めて画期的だと思っております。

ぜひまたガバニングボードの皆さんのいろいろなご意見をいただきながら、S I Pをいいものにしていくようにまたお力添えをいただければ大変幸いです。今日もぜひ忌憚のないご意見をよろしくお願いいたします。

以上です。

○久間議員 それでは、後藤田副大臣、お願いします。

○後藤田副大臣 もう大臣に右へ倣えでございますが、やはり国会の答弁、国民の皆さんへの説明責任というのを我々果たす立場でございますので、できるだけわかりやすく国民の皆様へ伝えること。ともすればやはりアカデミアン、文部科学省というのはなかなかそこが伝わらないところがあるので、それをかみ砕いてやっていきたいと思っておりますし、やはり科学技術はいろいろな発射台が各役所もあるし独法もあるし大学もあるし、その全体像を実はみんなつかんでいるのでしょうか、ということを事務方には投げかけていますので、それをぜひ大臣中心に総合科学技術会議でももちろん当然のことながらそれを共有していただければと思っております。

以上でございます。

○久間議員 どうもありがとうございました。

S I Pの重要性については、PDの方、それから事務方も、10個の課題に関しては10戦10勝すると強くお考えください。

それから、後藤田副大臣がおっしゃる全体像ですが、各省庁がやっている研究開発の全体像を、詳細に把握している人はおそらくだれもいないです。だけれども、それをしっかりと把握するのが総合科学技術会議の役割だと思いますので、これから整理して効率よく、強い科学技術政策をつくっていききたいと思っております。

それでは、議題1のS I P運用指針等の案について、事務局から説明をお願いします。

○渡邊参事官 それでは、お手元の資料の1というのを、クリップを外していただいて資料1

というパワーポイントの横のやつをごらんいただきたいと思います。

これまでの検討状況と今後のスケジュールを簡単に整理してみました。まず、昨年12月18日にPDが公募で選ばれて、このPDは正式にこのプログラムの予算が成立してスタートするまでは政策参与と呼びしていますが、その右のほうに打ち合わせの回数を書いてあるのですけれども、統計をとってみましたら10個の課題でこの約2カ月の間に合計104回、これは関係省庁を集めたり産学官の方を呼んでヒアリングしたりということで、10課題で2カ月に104回やっていますから、1課題当たり10回ぐらいはこの2カ月の間に各省集めて検討していただいているということになります。

これは個人的な意見ですけれども、こんなにたくさんやらなきゃいけないということは逆に言うと各省の連携がなかなかとれないのではないかというか、回数が少ない人のほうがむしろ連携がうまくいっているのかもしれない、といういろいろな見方もあるかもしれませんが、しかし従来以上にこういう話し合いが進んでいると思っておりまして。やはり予算を持ったことと、審議官級のPDを迎えて各省の調整が本格的に始まったのではないかと期待をしているところでございます。

真ん中ぐらいになりますけれども、今大臣からもございましたけれども、公開ワークショップを2月5日にやったところ、実はこの本館の2階の講堂、270席入るんですけれども、予想を上回る700名の申込みがございまして、お断りをしなければいけないような状況になってしまって、のべ人数で450名の方にご参加いただいています。抽選で実はお断りして入れなかった方いらっしゃるので、ウェブサイト当日の資料とそれから質疑の様子を丁寧に貼り付けております。

ちなみに、参加者の感想を聞いてみますと、おおむね、社交辞令もあるかもしれませんが、内容についてもこういう企画についても非常に好評だったというふうに考えております。次に下にまいりまして、本日5回目のガバニングボードですけれども、この後今後のスケジュールですが、3月20日と27日、この2日で事前評価をやらせていただきたいと思います。26年度予算でございまして、できれば3月中に事前評価をやらせていただくということになります。初めての予算ということでございまして、この制度全体の評価ももちろんございまして、各課題の評価を、各課題の内容をその各政策参与からプレゼンしていただきまして、ご評価いただきます。今回は産業化、実用化を目指したプログラムということでございまして、研究開発だけに終わってはいけないということで、出口戦略についてもきちんと各政策参与からご説明をいただくとようにしたいと考えております。

4月以降はこの結果を踏まえてパブリックコメントをかけまして、その後総科の本会議においてこの対象課題ですとかPDですとか予算配分予定額を決定という運びでまいりたいと思います。2カ月間大変タイトなスケジュールになっておりますけれども、よろしく願いいたします。

お手元の資料2をごらんいただきたいと思います。これは前回もお示しした資料でございまして、4月の正式なスタートに向けて規定類を用意しておかなければいけないということで、資料2の一覧表の①が基本的な方針でございまして、これが言ってみればS I Pの憲法みたいなもの

のになります。大変細かい話なのですが、予算の名前が、予算の費目名が実はS I Pではなくて科学技術イノベーション創造推進費になっておりました、その基本方針という名前になっております。この①のことを今後基本方針というふうにならずと呼ばせていただきたいというふうに思います。①はそういう意味では最初に作ったらしばらくそれを維持していくというものであります。

②は、これは毎年度予算配分するたびにこういうふうに配分しますと決めるものでございまして、予算配分、最低でも年に1回は配分があると思いますので、その都度決めるものでございます。①、②はいずれも総科の本会議で決めるものということになります。③は今すぐご議論いただく必要はなくて、今度概算要求のときにどういう方針で要求しますかということでございます。だから、8月ごろの話です。要求の内容によっては定める必要はないかもしれません。④は、もし年度の途中で追加配分するとすれば、例えば10月とか年度の後半で追加配分があるとすればそのときに決めるものということになります。⑤、⑥はまさに今日開催しておりますガバニングボードの開催についての規定で、これは昨年9月の総科の本会議でご了解をいただいたものです。その詳細については昨年12月の本会議でさらにご了解をいただいているということで、⑤、⑥は既に済んでいるものでございます。

前回の説明との修正点が赤い字で書いてございますけれども、⑦と⑧が実は両方ともガバニングボードで作ることになっているのですけれども、⑦の評価のやり方ということで、⑧はそれ以外のいろいろな細かい規定になりますが、どちらもガバニングボードで決めることですし、どちらも運用に関することですので、⑦、⑧は一体化して一つにしようというふうに考えております。

今日お手元でございますのは資料3が①の基本方針になります。資料4は②の実施方針のイメージです。まだ予算配分予定額が決まっておきませんので、資料4をごらんいただきますとただ表があるだけで空欄なのですが、4月の総科の本会議までにはここにPDの名前、それから研究開発の基本的な内容と配分予定額を入れていただいて、それで4月の本会議に向かうということになると思います。

資料3は前回ご説明いたしましたので割愛をさせていただきます。

資料5、今日のメインの議題でございますけれども、S I Pの運用指針のご説明をさせていただきますと思います。あとちょっと追加で恐縮ですが、前回大西議員からどこにもS I Pという言葉がこの規定の中に出てこない。確かに後で見るとプログラムとか日本語はいっぱい出てくるのですけれども、S I Pというのは出てこなかったもので、すべてS I Pと書くようにいたしました。

それから、資料5の説明に入ります。資料5の1ページ目をごらんいただきたいのですが、時間の関係で飛ばしてまいりますけれども、まず、この運用指針につきましては最初の5行のところでございますけれども、基本的にはこれに沿って実施をしていただくのですけれども、各課題ごとに特性が若干違います。そういう場合は合理的な理由があればこの指針によらず実施してもいいということにしたいと思っています。枠にはめることも重要なのですけれども、むしろ柔軟にやるということも重要だと思っております、そういう運用にさせていただきます。

と思っています。

1番目がプログラムディレクターでございまして、これは内閣府の非常勤職員で、公募とは書いてないのですけれども、今回は公募で選んでおります。任期は3年で、再任を妨げないという形にしたいと思っています。総科が決定するというところであります。

2番目はそのサポートをするサブプログラムディレクターでございまして、これはPDが人選をして内閣府で委嘱をするという形にしたいと思います。ちなみに、サブPDのほうは特段決裁権というか持っておりませんので、予算をもらっている研究者の代表のような方がサブPDになるのも妨げないということにさせていただきたいと思います。PDは自らいろいろなことを決定しますので、PDが自ら予算をもらうというのは余り好ましくないもので、それはそうしないということにしたいと思っています。

3が推進委員会でございます、これはこの①の基本方針のほうには実はメンバーも書いてありまして、要するに各関係府省も入れて会議を開きます。推進委員会は研究開発計画の内容等の調整とか、そもそも一番上位の委員会ということになりますので、この推進委員会でその各課題の基本的なことは決めるということになります。

4番が研究開発計画ということで、これはPDが中心になって策定をして、ガバニングボードでご評価をいただいて、研究開発計画自体非常に厚いものになりますので、本会議ではその概要を決めて、ガバニングボードでこの細かいところは了承するという形をとらせていただきたいと思います。

また、今回非常に戦略的な内容になりますので、2ページ目の上のほうになりますけれども、研究開発計画の中に秘匿したいものもあると思いますので、一部非公表というのを認めたいと考えております。

5. が実施体制でございます、今回は管理法人、プロジェクトマネジメントのプロ集団を使おうということもありまして、各課題ごとに管理法人を使えることにしたいと考えています。

2ページ目の下のほうでございますけれども、研究主体、研究者の選定は基本的には公募によって行うということでございます。ただ、何らかの合理的な理由があれば随意契約でも構わないということでございます。

3ページ目の上のところに、利害関係人ですね。PDの利害関係人が受託を希望したときにはそのPDが審査には当然参加しないということで考えております。

6. が研究成果の扱いということで、もっぱら特許等に関する扱いでございます。(1)でございすけれども、知財委員会を各課題ごとに置いていただいているいろいろ審議をいただきたいと思います。ここには必要に応じて専門家の方、弁護士とか弁理士の方にもお入りいただいて議論をさせていただきたいということでございます。

(2)がいわゆる日本版バイドール法の適用ということでございまして、成果は国の委託研究でありますけれども、委託先の企業なり大学に帰属をさせていただくということでございます。

ただ、ちょっと特徴的なのは、この6.(2)の二つ目の○なのですが、委託先に成果は移転するのですけれども、再委託先とかその先とかには移転しないというのを今回原則として明

記させていただいております。これは、委託先、再委託先とどんどん成果が転々としてしまうと管理が難しくなるということでありまして、いつの間にか末端にいる再委託先がどこかの企業に買収されていたとかいうケースもなくはないので、今回こういう規定をSIPでは入れさせていただいております。

(3) から (5) のあたりは、これはもともと参加者が持っていた特許とかあるいはSIPの中で出てきた特許についてどうするかということで、基本的にはこれは知財権者の意向を中心にやっていきますけれども、何かもし問題があればこの知財委員会で調整ができるという形になっております。

あともう1点特徴的なのが、この(6)の二つ目の○のところにあります。(6)は知財権を移転する場合の規定なのですが、バイドール法を適用した場合、知財権は委託先に帰属するのですが、それを移転するときは国の承認が必要だということになっています。ただ、合併とか買収とか親会社、子会社にいくときは実は承認が省略されています。いつの間にか買収されていたという事態を避けるため、今回は国あるいは管理法人と委託先との契約によって企業を買収されるときは、国の承認をとるという規定を入れさせていただきたいと思っております。それが(6)の○の2でございます。つまり、法律の最低要件よりも実際には少し厳しい運用をしていくということでございます。

あとは細かくなりますので飛ばして。あと(9)の外国機関の参加ですけれども、これは認めようと思っておりますが、日本の税金でやる研究でございますので、成果を共有という形をとらせていただきたいと思います。

7番が評価でございますが、評価につきましては2種類ございます。7の(1)の①がこの制度全体の評価ですね。制度全体については事前評価のほかに1年目、3年目、5年目に評価をさせていただいて、この制度がどのぐらい本当に各省に影響を与えたのかということの評価をさせていただきたいと思います。

②が各課題別の評価でございますが、これは10課題ごとにそれぞれご評価をいただきたいというふうに思っておりますけれども、6ページに細かくいろいろな評価項目書いてございます。とにかくいろいろな観点から評価をさせていただくということでございます。ただ、実は評価は大変厳しくて、毎年評価ということになっていきますので、毎年度評価して評価疲れを起こしてはいけないので、そこは評価疲れを起こさないように評価の合理化、効率化を考えたいと思っております。

あとは、6ページの一番下の(3)でございますが、自己点検というのがございまして、評価は専門家も呼んでこのガバニングボードでやっていただく予定なのですが、その前に当然研究主体のほうは自己評価、自己点検はしていただくということございまして、自己点検をした上でここに臨んでいただくということでございます。

以上でございます。

○久間議員 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対してご質問等あれば、橋本先生、どうぞ。

○橋本議員 質問なのですが、この実際の実施体制を管理法人の活用ということでこのように

やっていく。当然こうであるべきだし、よろしいと思うのですけれども、そこに予算を交付金の形で移すわけですよ。ところが、非常に重要なのはやはり推進委員会で、それはここにあるわけですよ。

○渡邊参事官 内閣府ですね。

○橋本議員 推進委員会は内閣府にあって、丸投げしたわけじゃなくて、この推進委員会がしっかり見ているということが大変重要だと思うので、推進委員会の役割は極めて重要だと思うんです。質問は予算の件なのですが、予算をこうやって見たら各法人に移すことになるわけですが、どの程度推進委員会のところに置いておくのでしょうか。推進委員会のための活動経費、すなわち副大臣も何度かおっしゃっていますけれども、やはり全体を通して知財のお話とかあるいは弁護士とか、そういう専門家を呼んでこの推進委員会を開かないといけないと思うんですね。その予算の確保というのはどういう形でなるのでしょうか。

○久間議員 それは検討しています。渡邊さんから説明下さい。

○渡邊参事官 もちろんこれ常勤議員ともご相談をさせていただいておりますけれども、今325億の予算があるんですけれども、これを全部配分しきってしまうということではなくて、内閣府に一部プールをしまして、まさに機動的な調査の必要性等があったときのために一部内閣府にプールした状態にしておきたいと思います。年度後半になってそれを使わないということになったらそれは各課題のほうに配分すればいいと思いますけれども、一部プールさせていただくと。それはまた常勤議員とも相談をさせていただきたいと思います。

○平野議員 よく考えて制度設計されていると思うのですが、研究主体の選定の際の利害関係者の取扱いについて皆様方の御意見を伺わせていただきたい。研究主体の候補が利害関係者に該当する場合には、PDやサブPDはその審査から外れることになっていますが、PDやサブPDというのはこのプログラムに非常に責任を持っている訳で、純粹に考えれば、やはりPDやサブPDが客観的にプログラムを推進するために真に必要な研究主体を選定するべきであると考えられるので、研究主体の候補が利害関係者だからといってその審査から外れるということが適当なのかどうなのか。勿論、資料に記載されていることは理解しますし、意味もよくわかります。なので、私もどうしたら一番よいのかがわからないので、この辺りのことについて皆様方の御意見をお伺いしたい。

○久間議員 当然のことながらPDとサブPDが計画を作ります。ただし、計画に対して予算配分のジャッジ、最終決定権はPDには持たせないということです。極端に自分の出身元に配分するような利益相反をさせてはいけません。

○平野議員 趣旨はわかります。ただ、そもそもそういうPDは失格なのであって、そういう者をPDとすべきではなく、また、PDになっているはずはないという考えも。

○久間議員 それは我々がよく審議して、産業競走上、出身元に本当に必要だと判断したら認めるわけです。その辺のフェアネスは、PDに最終決定権を持たせないほうがいいのではないかと思います。

○平野議員 だからこの方法でいけるだろうと。

○久間議員 意見は当然尊重すると。

○平野議員 わかりました。

○久間議員 どうぞ、内山田先生。

○内山田議員 評価についてですが、6ページに各課題ごとの評価をこういう形でやると細かく書いてあるので、このプロジェクトがうまくいったかどうかというのは割と判断しやすくなっていると思いますが、1点だけ追加した方がよい項目があると思います。もともとこのS I Pは、今までなかなかうまくいっていなかった府省連携というテーマをやるのがポイントですが、その難しさゆえに、この10テーマが動きはじめると、また「府省のはざまに落ちる」という可能性もあると思います。そうならないためには、我々がPDをサポート出来る様に、府省連携の成果や効果、問題点という項目を評価対象に入れておき、そこで我々が何か応援できるようにしておいたほうが良いのではないかと思います、いかがでしょうか。

○久間議員 おっしゃるとおりだと思います。それから、前回の本会議で一つ総理に聞いていただきかったのは、S I Pのプロジェクトは10個ありますが、各課題にて関係する施策を各省庁はやっています。下手をすると各省庁は自分のところの予算が足りないからS I Pから予算を補てんしようとする可能性もあります。こうなったら草刈場みたいになって、何のためにやっているかわからないですね。

だから、このS I Pが国家プログラムとして背骨になり、それに対して経産省や文科省などの各省の施策が肉付けをし、日本全体としての骨太のプログラムを作っていくという形を崩さないことが大事です。とにかく各省庁は、悪気はなくてもそういった力が働くとします。我々もそのような姿勢で臨まねばならないし、大臣にお願いすることもあると思います。

○内山田議員 私の発言も全く同じ気持ちです。S I Pは府省横断型の難しいテーマを行うわけですから、それがうまくいっているか、あるいは効果が出ているかどうかということの評価項目に入れておき、だめだったら我々がPDを応援する為に、関係省庁に働きかける事も必要ではないかと思えます。

○久間議員 ぜひ入れましょう。貴重なご意見ありがとうございます。評価項目に入れます。

どうぞ、大西先生。

○大西議員 大分固まってきたと思うのですけれども、ちょっと前にガバニングボードという、S I Pというのはかなり定着したのでぜひ入れてくださいと言ったことと同時にガバニングボードというのがなじむのかなという、名称としてですね、ここの、ということを上上げたんですけれども、これはもう既にこれで5回も会合をやっているということなので変えにくいということはあるんですけれども、名前は何となく決めるとそれが使わざるを得なくなっちゃうということがあると思うんですよね。

一つ気になっているのはこの研究主体、これからだからプロジェクトを選んでいくわけですよ、課題ごとに。その課題ごとの、例えば革新的燃焼技術で五つ研究ができた、それを研究主体と呼んでいるんですね。そうすると今度は研究主体という言葉が定着しかねないと思うのだけれども、何となく研究主体A、B、C、Dとかいうのもちょっとおかしいので、ここを工夫していただいて、課題別研究責任者とかなんかその研究主体というのがプログラムを構成するそれぞれの研究の中心人物をどう呼ぶかとか、もう少しネーミングをわかりやすくしてい

ただくとより浸透しやすいというふうに思いますので、そういうところも。

○久間議員 ありがとうございます。検討させていただきます。結果としてこのままかもわかりませんが、検討させていただきます。

○渡邊参事官 すみません、1点だけ。実はきょうご説明しなかったのですが、資料3の基本方針のところと前回との修正点を赤字で書いてあります。前回委員の先生からご指摘いただいて、2ページ目の真ん中ぐらいのところにガバニングボードについては括弧して運営会議というふうに赤字で日本語を入れておまして。ガバニングボードを今日本語に訳すとこんな感じかなというのを一応入れております。すみません、今日説明を省略してしまったのですが。したがって、日本語で呼ぶ場合にはこのガバニングボードを運営会議、企業の場合多分取締役会とか評議会とかという言い方かもしれないのですが、これはご提案でございまして、そういう呼び方でいかがでしょうかということでございます。

○久間議員 ありがとうございます。

最後に、これまでの国家プログラムは、スタートさせるまではみんな一生懸命やるんですけども、始まると、評価をちゃんとやらないことが多かったと思います。一方、評価をきちんとしながら、評価疲れをしないようにするには、PDCAを回しやすい計画書を作ることに尽きると思います。要するに、評価に割く時間をできるだけ減らすということです。ですから、PDCAの計画書の中に世界に負けない機能やスペックを書き込んで、毎年それを見ていくことが必要だと思います。3月20日、27日に評価のためのガバニングボードを開きますので、担当の先生方には中身をよく審議していただきたいと思います。

それでは、最後に、大臣、副大臣から一言お願いいたします。

○山本大臣 いろいろと大変ご議論いただいていること感謝申し上げたいと思います。

先ほどこのS I Pの予算の話をしていただきましたけれども、3年間でと言いましたが、5年です。予算をきちっと配分できれば1,500億円になるということで、これは政府としても相当の投資になるということなので。先ほど久間議員の方から10戦10勝というお話がありましたけれども、きちっと成果を出していかなければいけません。そのアカウンタビリティも担保していかなければいけないということから言うと、今お話が出た評価の話は大変、私は大事だと思っていますので、ぜひいろいろとご議論いただいて制度設計をしていただければ思っております。

それから、文科省はじめ関係各省と連携をし、協力をし、一緒にいろいろ話し合いをする中でImPACTもS I Pもつくっていくということです。S I Pは内閣府に予算を計上するというので、皆さんと協力しながら頑張って新しい仕組みを作って、これから後藤田副大臣の力も借りて、きちっと法案を通していかなければならないということでございます。

まさに久間議員のおっしゃったことはポイントで、関係各省を巻き込みながらやるということとはとても大事なのですが、久間議員がおっしゃったように、各省の予算の足りない部分を補うみたいなプログラムになってはもう全く意味がないので。総合科学技術会議が、もちろん各省庁との連携をしながら、省庁横断で各省の壁を超えて国家戦略的なプロジェクトを応援していくという、その線をぜひよく考えていただきたいと思います。私もこのS I Pの趣

旨が曲がらないようにしっかりそこは政治的にサポートさせていただきたいと思います。

○久間議員 ありがとうございます。

それでは、後藤田副大臣。

○後藤田副大臣 どうもありがとうございました。この総科の内閣府司令塔機能強化、ここがやはり今までないところだと思います。これはPMもPDもそういう意味では共通すると思いますので、さきほども話が出たように、内閣府のほうでしっかりPDを支える触媒的な役割を果たさなければならないと思います。そのことをぜひ内閣府として考えてもらいたいと思います。

どうもありがとうございました。

○久間議員 どうもありがとうございました。

それでは、これで第5回ガバニングボードを終了させていただきます。

どうもありがとうございました。